平成２３年（再イ）第２２号
山口市小郡上郷2632番地18
再生債務者　河野　俊文
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月７日まで
平成23年９月９日　山口地方裁判所
平成２３年（再イ）第８号
熊本県八代市袋町３番９号
再生債務者　山田　恭史
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月７日まで
平成23年９月９日　熊本地方裁判所八代支部
平成２３年（再イ）第５号
青森県上北郡おいらせ町一川目２丁目65番地605
再生債務者　馬渡　和幸
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月11日まで
平成23年９月９日
青森地方裁判所十和田支部
平成２３年（再イ）第１３号
兵庫県明石市藤江1037番地の１　アルファステイツ西明石Ⅲ―1403号
再生債務者　長谷　秀揮
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月11日まで
平成23年９月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２３年（再イ）第１４号
兵庫県明石市藤江1037番地の１　アルファステイツ西明石Ⅲ―1403号
再生債務者　長谷　範子
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月11日まで
平成23年９月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２２年（再イ）第４３号
新潟県長岡市和島北野974番地16
再生債務者　久須美和子
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月３日まで
平成23年９月12日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１３９号
鹿児島県鹿屋市古江町7598番地21、認可決定時の住所宮崎市中西町77番地１　ラビホワ20―106号
再生債務者　新村　徳智
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年６月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月９日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成１９年（再イ）第１０号
松山市土居町967―５　フローレンスＭＡＩ202号室
再生債務者　小原　康弘
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年２月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月９日　徳島地方裁判所美馬支部
平成１９年（再イ）第６０号
山形県天童市大字乱川1579番地14
再生債務者　小松　茂
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年５月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月８日　山形地方裁判所民事部
平成２０年（再イ）第２８９号
神戸市須磨区北落合３丁目37番22号
再生債務者　小山　文彦
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年２月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第３６号
佐賀県鳥栖市本町１丁目895番地３
再生債務者　北島　弘（旧姓奥田）
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成23年９月１日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（再イ）第３７号
佐賀県鳥栖市本町１丁目895番地３
再生債務者　北島　和子（旧姓奥田）
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成23年９月１日
佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第２０号
宮城県東松島市大曲字堺堀174番地24
再生債務者　高橋　克之
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月７日　仙台地方裁判所石巻支部
平成２０年（再イ）第６８号
京都府城陽市平川古宮12番地の１
再生債務者　高麗こと東輝男こと　全　枝
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月７日
京都地方裁判所第５民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第２号
仙台市太白区中田１丁目１番20―505号
再生債務者　庄司　誠
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月20日から平成23年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部
平成２３年（再口）第１００８４号
東京都渋谷区代々木４―41―14―502
再生債務者　酒井　恭介
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月20日から平成23年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第５５号
大阪市東成区玉津２丁目11番20号
再生債務者　池田　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月５日まで
平成23年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再口）第５号
広島市安佐北区安佐町大字久地49番地の７
再生債務者　青山　浩二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月５日まで
平成23年９月７日
広島地方裁判所民事第４部